

平成19年6月13日（水）

○副議長（上久保 修君） 順番19、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君） 私は4年前に橋本市議会議員候補として立たせていただきましたが、そのときの旗印は「なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり・先送り政治をうち破ることなくして、市民のための政治はない」と、こういうものでしたが、4年間、公約どおりに頑張っておりました。なれ合い政治に携わってこられたお方、あるいは、それに恩恵を受けてこられたお方は、私が当選してきたことは不本意かもしれませんが、この4年間、しっかり頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、次の4点について質問いたします。

1. 橋本市立三石保育園の土砂災害の危険性に対する市当局の対応について
  2. 橋本市が加盟している一部事務組合の組織運営の改革について
  3. なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり・先送り政治と決別するための一方策について
  4. 行政改革大綱について
- 以上であります。

まず、第1に、昨年8月、三石保育園が和歌山県作成の和歌山土砂災害マップに、1. 土石流危険溪流、2. 急傾斜地崩壊危険箇所として指定されたが、市当局はその危険性をいかに認識しているのか。また、いかなる対策を用意しているのかを伺います。

第2に、橋本市が加盟している一部事務組合の組織・運営の改革について、市当局の基本姿勢を伺います。

九度山町に存在する母子支援施設わかくさ、

橋本市に存在する老人福祉施設国城寮の運営に関して、加盟している市町の議会の関与が数十年にわたり大きく排除されてきました。そこは、なれ合い政治と事なかれの温床であり、特に、事実上、各市町の議会の予算審議権と議決権を否定する違法な状態が続けられてきました。

私が再三にわたり、本会議や決算委員会等でその不当性を強く訴えてきたところであり、そして、この点を5月15日の議会運営委員会で強く主張したところ、ようやく市議会議長名で市長に対し、一部事務組合に対して加盟している各市町の議会の議員をも加えるように求めるという申し入れをすることが決まりました。

市長は、市議会議長からのこの申し入れをいかに取り扱うのかを伺います。また、この違法状態を続けていくおつもりかを伺います。

第3、なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり・先送り政治と決別する一方策について。

これまで市当局が議会でした答弁内容が誠実に実行されたか否かが適切に検証されず、言いつばなし、聞きつばなしとなることも少なくなかった。そのため、その場しのぎの言い逃れ、場当たり・先送りの無責任な答弁がなされる場合もあったと私は認識しております。

かかる弊害をなくするために、市当局が議会で答弁した内容が実現されたか否かを1年後の議会開会の1週間前に報告することを提案します。これにより、市当局と議会との間に緊張関係の上に立った信頼協力関係が実現し、橋本市政は飛躍的に充実、活性化すると考えます。

私のこの訴えは、選挙戦後も選挙戦中も多

くの市民の支持するところでもありました。市長及び市職員の意識改革に不可欠なものとして、ぜひとも採用することを求めます。

第4番目として、行政改革大綱について伺います。

橋本市行政改革大綱において、給与制度等の見直しとありますが、具体的にいかんどこに問題点があり、それをどのように見直すおつもりかを伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員の一部事務組合のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、一部事務組合とは、市町村の行政の枠を超えて共同で一部の事務処理を行うもので、地方自治法に基づき設置されております。

一部事務組合が設立されると、それによって共同処理するものとされた事務は、関係自治体の権能から除外されます。また、組合の設立に当たっては、関係自治体の議会における規約の議決が必要であり、その規約には、一部事務組合の議会の組織及び議会の選挙の方法を設けることが地方自治法で規定されております。

こうしたことから、一部事務組合は、憲法上の地方公共団体とはされないものの、地方自治法の上では地方公共団体として取り扱われているところであります。

一部事務組合の構成・運営に対する市町の議会の関与に関して、特に組合議会に新たに各市町の議員を加えることについては、組合規約の変更が必要となり、それには関係自治体すべての議会の議決を経ることが前提となってまいります。

しかしながら、一部事務組合方式による事務の共同処理については、迅速・的確な意思決定が行われないなどの制度的な課題が指摘されているところでもあり、議員ご指摘の市町の関与の強化については、これまでも検討した経緯もございますが、議会から議長を通じましての申し出がございます。したがって、過日、井上議員にも答弁させていただきましたように、今年度中に再度、関係自治体と協調しながら前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えいたします。

○副議長（上久保 修君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）本会議での答弁したてんまつ報告の件でございますが、本件は、一昨年12月議会、昨年6月議会並びに9月議会でご質問いただきました。その中でご答弁申し上げましたとおり、議会と市当局との間での議論のあり方については、これまで諸先輩が議論を重ね、一定のルールをつくり上げてきた経緯がございます。

したがって、松浦議員のご提案について、本市議会に対して昨年6月20日付文書でご検討を申し入れました。同年7月7日付で本市議会議長名にて、一般質問の措置状況は求めないとの協議結果のご報告をいただきました。市当局といたしましては、その協議結果を尊重いたしたい旨、昨年9月議会でも既にお答え申し上げているところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、行政改革大綱についてお答えいたします。

平成18年11月に定められた行政改革大綱の中で、簡素で効率的な行政運営の推進をめざして、職員定数の適正化と給与制度等の見直

しをうたっており、「給与については、国、県、その他の地方公共団体はもとより、社会経済情勢や民間の状況などを踏まえながら、給与制度、運用、水準及び手当等の継続的な見直しを行います」としているところでございます。

大綱を指針として、その実施計画である橋本市集中改革プランを策定していますが、その中で、給与制度については既に平成18年に大幅な改革を実施したところでございます。今後、国においても公務員制度の改革が検討されており、その動向によってはさらなる見直しが必要となることも考えられます。

また、時間外勤務手当についても、勤務の効率化と職員の健康管理のため、既に大幅な削減を行ってきたところでございますが、さらなる事務改善を推進しているところでございますので、まずは集中改革プランの完全な実施をめざしてまいりたいと考えてございます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（上久保 修君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）議員おただしの三石保育園の土砂災害の危険性に対するおただしについてお答えいたします。

昨年8月、和歌山県砂防課がインターネットのホームページにわかやま土砂災害マップを掲載し、和歌山県全体で1万8,487カ所、橋本市内では、土石流危険溪流210カ所、地滑り危険箇所32カ所及び急傾斜地崩壊危険箇所676カ所、計918カ所が公表されました。

三石保育園は、土石流危険溪流及び急傾斜地崩壊危険箇所として公表されております。5月18日、三石保育園保護者会代表の方が4,941名の署名を持参いただき、園児の安全確保の要望をお受けいたしました。

市といたしましても、この土砂災害に対し、

園児の安全を考えると速やかな安全策が必要との認識は十分持っております。昨年来、現地調査については県に要望いたしております。今後、災害を未然に防ぐためにも、半永久的な対策を講じるため、引き続き、県と協議し、砂防堰堤工事等を早期着工できるように努力してまいります。

また、市といたしましては、当面できることから実施してまいりたく、雨量計の設置や側溝の清掃、避難計画の策定方針など、保護者会の方々に提案してまいります。今後も保護者会の方々と連絡を密にしながら取り組んでまいります。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）大変なご答弁ばかりで、なかなかあれですけども、1番から順番に再質問させていただきます。

まず、危険かどうかという認識はしていると、それにどういうふうに対応していくかということが問題となります。今の答弁ですと、県と協議し、砂防堰堤等をつくることを考えると、雨量計の設置は橋本市がやるということですが、これ、素人考えで合っているかどうかかわからないんですけども、その砂防堰堤が必要かどうか、また、それで足りるのかどうかということを検証しないで、初めからそういう対策というのは私は理解できないんです。

まず、危険だと県が認めているところなので、園児が148名、職員が20名前後、これらの生命、身体が危険にさらされているんだと、ここを認識していただきまして、危険かどうか、まず、その調査を公正性、公平性、正確性、そういうことを担保した、その後で結果に対して適切な方法をとるということが物の順序として当たり前じゃないんですかね。そ

の辺、いかがですか。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君の再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）工事の前に危険であるかどうか調査すべきじゃないかということだと思うんですけども、これにつきましても、砂防堰堤は堰堤として、当然、それ以前に必要なか、もし堰堤をつくるにしても、その工事が必要であるかどうか、これらについては事前調査をする必要がございます。

工事とあわせて、安全であるかどうかの調査につきましても、県にお願いし、実施していただけるかどうか、現在、詰めの調整を行っているところでございます。

それとは別に、6月の災害防止月間、土砂災害防止月間、あるいは、梅雨期を前に県の砂防課及び子ども未来課両課から、前回の防災マップ策定に当たりまして調査しておりますので、その前回調査結果をもとに、斜面等における変状、あるいは、崩壊等の前兆現象の有無について、目視による確認調査が5月28日に行われました。

結果は、両施設とも、両施設と言いますのは、高野口町の香久の実保育園も含まれておりましたので、両施設とも、今回の調査では、特に顕著な変状等は見られませんでした。そういう答えをいただいております。

また、あわせて、緊急事態発生時の連絡通報体制ですとか、避難経路、避難場所に対するマニュアルを県から作成してほしい、そういう文書通知もいただいております。文書通知いただく前に三石保育園については、再度、避難対策について見直すとともに、降雨時あるいは緊急事態発生時の避難時の対応について、現在、マニュアルづくりを行っているところでございます。近く、保護者の方々

にも提示したい、そう思っております。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私の質問に的確に、それだけ答えてください。

まず、調査が必要じゃないかと。必要ですよ。その調査というのは一番スタートの段階で間違ったら何もならないので、客観的にできる有能な、しかも公平、公正、そういう専門家によってやってもらうべきではないですか。

○副議長（上久保 修君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）公正であるべきことは当然だと思いますけれども、これにつきましても、現在、県と協議中でございます。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）県がとか、よく出てきますけども、これは橋本市立の保育園の問題で、園児の、あるいは職員の生命、身体の安全がかかっておる問題であります。そうだとすれば、県にどうのこうのというよりも、橋本市として基本的にどういう立場で何をやっていくか、明確に答弁願います。

○副議長（上久保 修君）答弁を求めます。  
健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）園児の安全につきましても、最終的に市が責任を持つべきものと考えております。ただ、砂防対策につきましても、県の所管事務でございますので、まずは県にお願いしております。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）橋本市の責任でやらないかと。県にお願いする。県が長いことかかる。あるいは、いろんな点で不十分だったら、橋本市はそれでいいと思っているんですか。橋本市独自として、まず、県にお願いすると。それだけで、その無責任な話でいいんですか。

あのね、これは、瑕疵、危険なところに建物があるんだと。これ、民法717条で土地工作物責任と、瑕疵があることを前提として無過失責任。私はこれやったから、あれやったから、責任逃れる話じゃないんですよ。瑕疵、要するに危険なところに建っている、そこに園児が100数十人おると。これに対して、もし損害を受けたときには、銭金でかえられる問題ではないんですけども、しかし、それでも責任という観点から言えば、橋本市は逃れられない立場にある。ここを認識して、まず県にじゃなくて、まず市がやる。そういう責任感はないんですか。

**○副議長（上久保 修君）** 当局に申し上げます。質問の内容をよく理解していただいた上で答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

**○市長（木下善之君）** 三石保育園の地滑り等々の問題であります。過去にも何回か訪れた経緯があるんですが、せんだって、中上議長と私も、これは喫緊の大きな課題であるので、見させていただいたわけでありまして。これは、市に責任があるのは当然であります。ところが、それに組み込んでいく手法ですね。やはり上部機関があるものですから、そして、県の砂防課等も通じて既に振興局に2回調査もいただいております。そういう本庁からも来ていただいたりしながら、そういう意見も入れ、そして、場合によっては、国土交通省という最高の機関もあるわけですから、それも市長の権限で招集をかけてということもあり得るし、県の段階で調査をコンサルの専門家に委託していくでとか、そういういろいろな、幅広く、現在、急いで検討しております。

そういうことから、やはり安全・安心という大事な、これは園児の皆さんのことでもあ

りますし、地域のことでありますから、できるだけ早期にそれらを実現するようにしてまいりたい。

特に、今、梅雨に入って間もなく、9月に向けての非常な気象に対応したところの処置としまして、やはり、私は私とこの家でも雨量計を、見ていただいたらわかりますけども、測定しておるんですよ。夜中だろうといつであろうと、20mm以上降ったら、直ちに。私、現場を2カ所決めておるんです。三石と向こうのごみ焼却場の。これは別のことでありますけれども。やっぱり大きな問題でもあるわけなんだ。

そんなこともしながら、特に観測、雨量計等の設置と排水溝の設置とかということもありますけれども、これから、やはり業者委託によって警備を、そういう量に応じて巡回パトロールをしていくであるとか、そういうこともいろいろと重ね積み上げて早期に出していきたいという考えを持っておるわけでありまして。

**○副議長（上久保 修君）** 4番 松浦君。

**○4番（松浦健次君）** これから雨季に入るし、危険性が増すという中で、市長の言われることもわかるんですけども、いつ頃をめどにこういう段階でやっていくんだと。早急に一生懸命と言われても、それで今までの答弁、はぐらかされてきたという市議会の、私、4年間の経験から見たらたくさんあるので、期限を切っていつまでにこういうことをする。例えば調査はいつまでに終わるんだと、そういうことをやっぱりはっきりさせてもらわんと、県からの回答を待っている、問い合わせしている。そんな頼りない返事でいいんですか。幼児百四、五十人の生命、身体がかかっているんですよ。期限を切っていつまでにこれをします、その次はこれだ、次はこれだと、そういうプランを出してくださいよ。

それと、初めてこの事実が問題になったときに保護者が行きましたら、「それは園長さん、適当にやってください」と。そういう対応を市役所がしてやるんですよ。今もそういう反省に立ってるんですか。きちんとしたプランを出して、これこれします、橋本市の保育園児の安全は市当局がこれだけと、これだけやって責任を果たしますと言ってくださいよ。

○副議長（上久保 修君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）現在、関係機関と協議いたしまして、協議継続しているものもありますし、お答えをまだいただいている部分もあります。そういうような、現在進行形の形なので、きょう現在、いついつまでこういうことについてやりますというようにお答えできませんので、ご了解いただきますよう。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）この問題を初めて橋本市に持ってきたときは去年の8月、それから何の対策も講じないで、署名を持って保護者の方が動き出してからこういうことになっているんだと。何の計画もない、何のめどもない。じゃ、今の時点で何がどこまで進んでいるか、そこだけ教えてください。

○副議長（上久保 修君）答弁を求めます。

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時49分 休憩）

（午後2時14分 再開）

○副議長（上久保 修君）休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 松浦君の再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）市独自の対応を早急にすべきでないかというおたがでございませうけれども、市として早急に対応すべ

きことは十分認識しております。現在、調査、工事等について県への要望も行っており、引き続き、鋭意対応してまいりますので、ご理解をお願いします。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私は今まで主張してきたことが正しいと思っています。百数十名の園児の生命・身体の安全と職員の生命・身体の安全を考えれば、やはり、今、公正で技術的にも十分に、それを反映した調査をやっていただいて、その調査に基づいて対応していただく。これが筋でありまして、県が県がと言いますが、これは橋本市の保育園の問題で、安全を確保するというのは当然、市の責任だと思えます。それをしないということは熱意が足りない。安全・安心のまちということも言われておりますが、やはり額面どおりに受け取ってはいけないと、そういうことがわかりました。

これ以上やっても押し問答となりますので、次の質問に移ります。

次に、一部事務組合の構成・運営に対する市町の議会の関与、これの市の取り組み方をお伺いしたところ、市長は「前向きに」というお話でした。きのうは一部事務組合の統合の問題で井上議員が質問されましたが、市と井上議員のやりとりの中で、例えば総務部長が言われましたけれども、予算の内容について我々は全く関与するところじゃないんだと。私、驚きましてね。少しは関与していると思ったんですけども、全く。管理者からこれとこれを出せと言われてたら、はい、出しますと。どう使ったか検証も何もされないで何十年ときた。こういうことが実際に行われており、前向きに検討すると。これ、違法状態でしょう。

地方自治法第96条1項2号、普通地方公共団体の議会は予算を定める、これ、議決する

となっているんですけれども、それは、市当局あるいは町当局が市民・町民の税金を無駄遣いしないために市民の代弁者である議会がチェックするんだと、そういう趣旨ですよ。その趣旨を逸脱してというか、全く無視して、何らの関与もなしに何十年も何千万円も出し続けてきたと。

これについて、どのように考えておられるのか。大きな責任問題、違いますか。私はいつも、なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり、先送り、これが市民の敵だと言っておるんですけどね。まさしく、これじゃないですか。こんな無責任なことが何十年で続いてきた。この点について猛省していただきたい。市政に携わってきた市長をはじめ幹部の方、どういうふうに考えるんですか。反省の弁を聞かせてくださいよ。

○副議長（上久保 修君）答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）きのうの質問でもご答弁させていただきましたとおり、極端な言い方をすれば、きのうのご答弁どおりであって、各市町なりが直接、予算のヒアリングを行い、査定を入れる、削る、そういったことの権限はないということは事実でございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、当然、貴重な税を財源といたしております。ここ最近になりましたは、我々、一部事務組合の直接の役員でも何でもございませんけれども、当然、やはり、一部事務組合の幹事会等、その席上へは出席はいたしてございます。そこでは、橋本市は橋本市なりの意見なり、提案なり、そういったものはさせていただいております。それが現状でございます。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市当局のかかわり方としてそうかもしれませんが、私が今まで質問

してきたことを遮って、これは事務組合の問題だと、発言をどんどんさえぎって、今まできたでしょう。それは、一歩や半歩勇み足だったかもしれませんが、そういうふうにして議員の、あるいは議会の関与を封じてきて、こういう事態を招いた。

どうですか。きのうの話やったら借金がどれだけあるかわからんと。あるかないかもわからんという話も出ましたよね。こんなでたらめなことが通っていいんですか。市長、どうですか。

○副議長（上久保 修君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）私としては、正規のルールでもって今日まで広域組合をやってきたものと考えておるわけでありますが、ただ、松浦議員の言われる、過去には言われましたが、やはり、できるだけ早い機会に執行部と議会の議員との、きちっと。今まで私ども、わかくさんかは、議員という立場で出ておった経緯が確かにあるわけでありまして。そういう点につきましては、やはりできるだけ早い機会に統合して、そして、正規のルールに戻して、きちっと公明正大にやっていくべきだと考えてございますので、関係の首長ともできるだけ早い機会にそういうように成立するように私として努力してまいりたいと思っております。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）解決については、2段階あると思うんです。最終的には統合でやると。しかし、統合するまでに、先日の答弁でしたら、ごみの問題があつて忙しくてできないと、まだ先の話やということになりましたので、それは理解できます。

しかし、それだったら、事前の策として、それまでに事務組合に議会の議員を何人か入れると、そういうことで市民の代弁者として

の意思をも一部事務組合の運営に反映させるということやっていただきたい。これは、1回会議して規約を改正したら、それでできる話なのでね。すぐにでもできる話なんです。それを事前の策として早急に実現していただくようなお考え、市長、おありですか。

○副議長（上久保 修君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それぞれの首長ともできるだけ早い機会に協議をさせていただきまして、実現するように最大の努力をしてみたいと思います。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ありがとうございます。

3番に移ります。これも、私、いつも言っていることなんですけども、これで4回目なんです。先ほどの答弁によりますと、議会へ問い合わせたところ、こんな必要ないという話だったので、市当局はてんまつの報告をしないという答弁だったんですけども、これは、今までの繰り返しで同じだと思います。

私のでんまつを報告してくれということ市当局が実現していただければ、議会で議員自身が自分の主張、あるいは提案がより実現する可能性が高まると、そういう方法を私は言っているのに、議会としてそういうことは必要ありませんというのは、私には理解できません。

そこで、議会はほっておいて、市当局として、場当たり先送りの答弁、一時逃れの答弁をなくするためにも市独自としててんまつを報告してくださる意思はないのか。ぜひ、それを実現していただきたいと思います。

そうでなければ、今までのように「検討します」「勉強します」「頑張ります」「一生懸命やります。どうぞご理解ください」、そういうことの繰り返しで、突き詰めた議論がそこで

中断してしまったと。議会でかけた時間、無駄になった。そういうことが数え切れないほどあるんじゃないですか。

ぜひとも市長の決断で、意識改革、意識改革と言われるのであれば、議会で答弁したことに責任を持つ、やるんだということの意思表示としても、ぜひともこの提案を受け入れていただきたいと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君の再質問に対する答弁を求めます。

副市長。

○副市長（清原雅代君）さきにご答弁させていただいたとおり、議会で要らないという結論を出していただいております。私は、議員の活動の一つに、ご自分で質問されたことをそれぞれの原課へ行かれて、その進捗はどうかということを確認していただくのも活動の一つだと思いますし、それを調査できる権限をお持ちだと思いますので、そういう形で要らないとご回答いただいたのかなというふうに受け取っております。

以上でございます。

○副議長（上久保 修君）副市長、今の答弁の中で、調査に関する権限の問題ですけども、それ、議員個人の。

○副市長（清原雅代君）済みません。ただ今の発言は、答弁の中に一部不適切な発言がありましたことを削除お願いいたします。どうも失礼いたしました。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）だらだらと実のない議会の繰り返しでもええというふうに判断しておられるということで、これ以上、押し問答になりますので、次に移ります。

4番。橋本市行政改革大綱6ページで「給与については、国、県、その他地方公共団体はもとより社会経済情勢や民間状況などを踏



まえて、給与制度、運用、水準及び手当等の継続的な見直しを行います」と、こうなっているんですけども、明快な答弁ではなかったように思います。今の旧制度、問題ないというお話ですか。

○副議長（上久保 修君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）答弁の中でもおっしゃっていただきましたとおり、行政改革大綱につきましては、理念的なことが書いてございますので、具体的なことにつきましては、集中改革プランの14ページから15ページにわたります。職員の定数の適正化と給与制度等の見直しということで具体的に書いてございます。ということで、職員課から上げています給与関係の3番目から9番目ということで6項目挙げてございます。それが具体的なものでございます。

例で言いましたら、給与制度の見直しということで国家公務員の給与構造改革に基づく見直しを引き続き行うというのは、これは平成18年度の人事院勧告に基づく給与構造改革の問題でございます。それと、5番の特別職給与の削減というのは、市独自のものですけれども、6番目の臨時・嘱託職員の賃金水準の適正化、いわゆる割増賃金の問題について書いてございます。それから、7番目が管理職手当の見直し、8番目に特殊勤務手当の見直し、9番目に特別職等の退職手当の削減ということで具体的に書いてございます。

具体的なものについては、集中改革プランに書いています。

以上のとおりでございます。

○副議長（上久保 修君）松浦議員に申し上げます。松浦議員、休憩を挟みましたので、持ち時間が45分までということですので、よろしくお願ひしたいと思います。持ち時間のあれを確認してくださいね。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私は、まず、給与について問題点があると思って、その辺を質問いたします。

能力給を採用するというようなことも昔から言われておりました。平成12年のプラン、つくりましたよね。そこにおいても、既にそういうことを検討しなならんと、人材の開発か何か。平成12年に橋本市人材育成基本方針を作成して、給与制度とか勤務評定制度をつくったと。そこで、能力給、職員にやる気を起こさせるために、できる人、頑張る人にはそれだけ報いて、そうでない人はまた考えるというような基本的なことを決めてありますよね。それを、今、行われておりますか。

ごめんなさい。もう一つ言わせてください。平成16年12月議会で同僚議員の質問に対して、人事評価制度については早期に導入できるよう検討していきたいと、塚本総務部長が答えているんです。それなんかも次々と同僚議員が聞いているんですけども、「早急にやります」、そういうことがどっさり出てくるんですよ。

私がさっき言った、てんまつの報告って、こういうことしたら、みんな、それ、言いわけばかりせんなんから、市当局としては、私のさっきの要求に対して否定されたと思うんですけど。こういうことでいいんですかね。今、どうですか。

○副議長（上久保 修君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）人材育成の問題でございすけれども、これも集中改革プランの15ページに人材育成の推進と、2項目目に書いてございます。人事考課と昇格制度の確立ということで、平成18年度より検討して、19年度より実施に向けてしていくということでございます。

現状につきましては、私、企画部長になってからも2度、3度の質問も受けてございま

す。それで、できていないんやという答弁をさせていただいた経過もございますけれども、現在、橋本市人材育成プログラム構築プランというのをつくりまして、橋本市の人材育成基本方針、平成12年ですけれども、これに基づきまして組織をつくってございます。ということで、5月、その立ち上げの委員会を開いて、今後の計画、方針について話をさせていただいたところがございます。ということで、現在進行形でしてございます。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）それでは、この点について、給与のめどというのは、考え方がまとまるというめど、いつ頃に考えておられるんですか。

先延ばし、先延ばしでね。なれ合い、事なかれ、場当たり、先送りと、私の言うのにびったり当てはまっているんじゃないですか。

○副議長（上久保 修君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）橋本市の人材育成プログラムの構築プランの中に2本の柱がございまして、一つが、職員の研修体系の確立ということになってございます。もう一つが、人事評価制度の構築ということになってございます。

ということで、人事評価制度の構築につきましては、これは、今決めたからすぐ実施するということじゃなしに、その訓練というんですかね。評価する訓練の作業をやっていくということになってございます。そういうことで、今年度については、そういう訓練も含めたプログラムの構築ということになってございます。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）いつまで、いつから実施するんですか。

○副議長（上久保 修君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）評価制度の確立に

ついては、現在、やっているところでございます。給与への反映につきましては、現在、決定してございません。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）基本構想をつくってから、もう9年たつんですね。

市長、今の答弁でよろしいんですか。「いつから実施かわかりません」と。今まで、これやる、あれやる、急いでやります、頑張りますと言っておいて、今、聞いたら、「いつから実施かわかりません」、こういうことでよろしいんですかね。

私は、生ごみも花いっぱいも大事なことだと思いますよ。しかし、市当局が抱える、こういう根幹的な問題にくさびを打ち込まずして橋本市の改革なんてあり得ないと私は思っているんですよ。いつまでもだらだらぬるま湯に入っているような感じでは、いくら市長が頑張ってくれても効果が上がらない。結果は見えていると。僭越ですが、私はそういうふうにいるんです。こんなぬるま湯的な体質でよろしいんですか、市長。ご見解を承りたいと思います。

○副議長（上久保 修君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員から大変厳しいご意見、ご発言があるわけでございます。反省するべきところはし、一層、職員の意識改革に向けて、さらに重ね積んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）今、反省するべきところというのは、何を反省すべきとお考えでしょうか。具体的にお願いできますか。

○副議長（上久保 修君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）非常に多くの職員を抱

えてございまして、それぞれの職場で精励をされておるわけでありますが、やはり、私の目から見まして再考する必要があるという部分、一々詳しくは省略いたしますけども、そういうことも十分含んで、ひとつ、精いっぱい努力をするように啓発、私からもしっかりと申し上げていきたいと思っておるわけであります。

特に、7月、8月については、重点的な研修の期間を設けてございますので、それらも通じて、ひとつ、皆さんに意識の徹底を図っていきたくと思います。

以上です。

○副議長（上久保 修君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）期待していますので、頑張ってください。応援させていただきます。

時間があと5分不足ですので、私、答弁が上手だったのか、質問が下手だったのかわからないんですけども、時間がなくなりましたので、問題点を指摘させていただきます。

地方公務員法第28条1項は、勤務実績がよくない場合には、分限処分として降任または免職することができる。地方公務員法第29条1項は、職務上の義務に違反し、または、職務を怠った場合、懲戒処分として戒告、減給、停職、または免職することができる。こういう規定を市はほとんど運用しておらなかったのではないか。みんな仲間や、丸くいうと。言うべきことを言わず、やるべきことをやらないで、これを活用しなかった。市長、どうぞ、これを活用して、減給、降格、免職、どんどんやってください。

私は、ワタリのとときに、市の幹部と話したときに、「それは松浦さんの言うとおりに、今、権限があったらやめさせたい職員が二、三十人、すぐに顔が浮かんでくる」と言われた。実態、やっぱりあるんですよ。厳しく人事権を発動して、秩序ある橋本市役所をつくって

ください。

それから勤勉手当。勤勉というのは、勉強や仕事などにまじめに一生懸命励むこととありますわ。辞書を調べましたのでね。何を基準に橋本市は勤勉手当を払っているのか。この前、委員会でお伺いしたら、出席日数に応じて払っていますと。要するに、休まなかったら勤勉手当を払っていますと。そこで、私は、それだったら名前がおかしい、休まず手当にきなさいと、こういうふうに言ったんです。

私、おかしいと思いますよ。勤勉というのは、仕事を一生懸命やることだと。聞いたら、下手したら、みんな勤勉か。だらだらしていても勤勉手当が当たるんですよ。そういうの、私、おかしいと思うんですけどね。改善してください。勤勉手当、何を基準に出しているんですか。今までと同じですか。

条例を見ましたら、成績率と期間率を基礎に決めると。成績率は、市長の定めるところによる。市長の定めるところってどういう基準ですか。これだけ言ってください。

○副議長（上久保 修君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）勤勉手当につきましてでございますけれども、勤勉手当は、議員からのご指摘のとおり、休暇、それから休職とかとった場合、それから処分を受けた場合ということで減額をさせていただきますけれども、仕事の実績、仕事の能力という部分には反映してございません。

○4番（松浦健次君）もう時間。

○副議長（上久保 修君）ありますね。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）今の話でも、勤勉手当と、手当に勤勉と限定がついているんです。勤勉の人に手当をあげます、こういうことですよ。勤勉でない人にもあげているということは、これは市当局自体、組合と一緒になっ

て背信行為をしているんですよ、市民に。背任罪の構成要件に該当しますよ。私はおかしいと思いますよ。いかがですか。

○副議長（上久保 修君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）勤勉手当にそれを反映するということになりましたら、人事評価制度の中の能力評価と業績評価というのが必須になってきてございます。そういうことで、それをきちっと確立しなければその判定ができないということで、現在につきましては、休暇、それと処分を受けた者のみ、勤勉手当の減額を反映してございます。

○副議長（上久保 修君）もう時間。

○4番（松浦健次君）45分までやろう。

○副議長（上久保 修君）ここ、時計で見えます。

○4番（松浦健次君）あと2分。

○副議長（上久保 修君）時計ではかっているんです。

○4番（松浦健次君）ほな、もうなし。

○副議長（上久保 修君）申しわけないです。

○4番（松浦健次君）なし。

○副議長（上久保 修君）はい、終わってます。

○副議長（上久保 修君）これをもって、4番 松浦君の一般質問が終わりました。

議長より申し上げます。傍聴者の方には大変ご苦勞さまでございますが、私語を慎んでいただきますようによろしくお願い申し上げます。

この際、3時まで休憩します。

（午後2時45分 休憩）